

「療養費支給申請書」について

※療養費支給申請書は医療機関や薬局別で月毎に必要となります。

〔記入上の注意〕

1. 標題の「被保険者」・「家族」の文字は、いずれか該当する方をマルで囲んでください。
2. ①は「健康保険の被保険者証」に書いてあります。
3. 標題の「被保険者」の文字をマルで囲んだときは、⑥⑦⑧欄に「該当せず」と記入してください。
4. 診療を受けたのではなく薬剤の支給だけを受けた場合は、⑬⑭⑰⑱
5. ②⑫⑮ ⑲の欄は、該当する文字をマルで囲んでください。
6. ③の欄は、被保険者が自ら署名する場合には、押印は不要です。
7. 傷病の原因が第三者行為によるものであるときは、別に「第三者の行為による傷病届」をこの書類に添付してください。
8. 給付金の受領を他人に委任するときは、⑳欄に必要事項を記入し、振込金融機関の欄に受取代理人名義の口座を記入してください。
9. 被保険者以外の方が受取る場合には、委任者及び受取代理人の押印が必要です。
(双方別印)
10. 被保険者以外の方の押印は、省略することができません。

〔添付資料について〕

■やむを得ず自費（国内）で診療を受けた場合の添付書類

- 1) 診療を受けた医療機関にて、「療養費支給申請書」右面の領収（診療）明細書に診療内容を記入して頂いてください。または、診療報酬明細書の写し（診療内容の証明書）でも結構です。
- 2) 診療に要した費用の領収書の原本。

■国民健康保険（市区町村）等へ、無資格期間に係る医療費を返納した場合の添付書類

- 1) 国民健康保険（市区町村）等へ、返納した医療費の領収書の原本。
- 2) 診療報酬明細書の写し。（封筒に入ったまま開封せずに添付してください。）

■治療用装具（コルセット等）を製作した場合の添付書類

- 1) 治療上、装具装着を必要と認めた医師の「意見および装具装着証明」。
- 2) 装着した装具の内訳。
- 3) 製作費用の領収書の原本。

■海外で診療を受けた場合の添付書類

- 1) 診療内容の明細書。
- 2) 診療に要した費用の領収書の原本。
なお、診療内容の証明書・領収書等が外国語で作成されている場合は、日本語翻訳文（翻訳者の氏名・住所等を明記）を添付してください。

※保険医療機関において輸血をする場合、保存血については保健医療材料として、現物給付が行われますが、生血については現物給付が行われていませんので、被保険者が供血者に対し支払った血液代金につき、療養費を支給する取り扱いとなっています。